

平成30年度

志布志市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

志布志市監査委員

志 監 第 28 号
令和元年9月17日

志布志市長 下 平 晴 行 様

志布志市監査委員 嶋 戸 貞 治
志布志市監査委員 玉 垣 大二郎

平成30年度志布志市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和元年7月9日付け志総第147号で審査に付された平成30年度志布志市健全化判断比率及び資金不足比率に対する意見書を別紙のとおり提出します。

目 次

○ 平成30年度志布志市健全化判断比率審査意見書

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	総合意見	1
2	個別意見	2
(1)	実質赤字比率	2
(2)	連結実質赤字比率	2
(3)	実質公債費比率	3
(4)	将来負担比率	4
3	是正改善を要する事項	5

○ 平成30年度志布志市資金不足比率審査意見書

第1	審査の対象	6
第2	審査の期間	6
第3	審査の方法	6
第4	審査の結果	6
1	総合意見	6
2	個別意見	7
(1)	水道事業会計（法適用企業）	7
(2)	下水道管理特別会計（法非適用企業）	7
(3)	公共下水道事業特別会計（法非適用企業）	8
(4)	国民宿舎特別会計（法非適用企業）	8
(5)	工業団地整備事業特別会計（法非適用企業）	8
3	是正改善を要する事項	8

○ 別紙資料

別紙資料	9
------	---

平成30年度志布志市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成30年度志布志市実質赤字比率
平成30年度志布志市連結実質赤字比率
平成30年度志布志市実質公債費比率
平成30年度志布志市将来負担比率

第2 審査の期間

令和元年7月9日から同年8月9日まで

第3 審査の方法

健全化判断比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）等関係法令の規定に準拠して作成されているか、また、各比率を適正に表示しているかについて、一般に公正妥当と認められる審査の基準に準拠し、通常実施すべき審査手順を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、次のとおりいずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成され、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字であったため、いずれも良好な状態であると認められる。

また、実質公債費比率及び将来負担比率についても、早期健全化基準を大きく下回っているため、いずれも良好な状態にあると認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	増減ポイント (H30-H29)	早期健全 化基準	財政再 生基準	備考
① 実質赤字比率	—	—		13.17	20.0	-5.84
② 連結実質赤字比率	—	—		18.17	30.0	-22.30
③ 実質公債費比率	10.2	9.9	0.3	25.0	35.0	
④ 将来負担比率	23.4	34.1	-10.7	350.0		

※1 実質黒字の場合は「—」と記載し、備考欄に実質黒字の程度（比率）を負で併記している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）により定められており、この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度	平成29年度	比 較
歳入総額	27,478,701	27,276,046	202,655
歳出総額	26,812,441	26,631,231	181,210
形式収支	666,260	644,815	21,445
翌年度へ繰り越すべき財源	16,320	4,761	11,559
実質収支額 (A)	649,940	640,054	9,886
標準財政規模 (B) (臨時財政対策債発行可能額含む)	11,113,128	11,266,890	-153,762
実質赤字比率 (A)/(B)×100	-5.84	-5.68	

※ 実質収支額が黒字のため、実質赤字比率については、黒字の程度を負で表示している。

実質収支額は前年度比1.54% (9,886千円) の増、標準財政規模は前年度比1.36% (153,762千円) の減となり、実質赤字比率の黒字の程度が前年度比較で0.16ポイント改善した。

実質収支が黒字のため実質赤字比率は算定されず、依然として良好な状態にあると認められる。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。

(単位：千円)

会 計 名	平成30年度				平成29年度 実質収支額 (剰余額)	比 較
	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り 越すべき財源	実質収支額 (剰余額)		
一般会計	27,478,701	26,812,441	16,320	649,940	640,054	9,886
水道事業会計	1,180,465	16,371	0	1,164,094	1,035,732	128,362
国民健康保険特別会計	4,497,563	4,273,988	0	223,575	307,348	-83,773
後期高齢者医療特別会計	396,418	394,282	0	2,136	1,472	664
介護保険特別会計	4,305,349	3,869,581	0	435,768	374,075	61,693
下水道管理特別会計	292,729	290,431	0	2,298	4,426	-2,128
公共下水道事業特別会計	2,820	2,530	0	290	296	-6
国民宿舎特別会計	69,408	69,046	0	362	1	361
工業団地整備事業特別会計	67,981	67,970	0	0	0	0
合 計	38,291,434	35,796,640	16,320	2,478,463	2,363,404	115,059

※1 水道事業会計の歳入総額は流動資産額、歳出総額は流動負債額から控除企業債等を減じたものを計上している。

※2 工業団地整備事業特別会計の剰余額は算定されない (P. 8 資金不足比率審査意見書 2 (5) 参照)。

$$\begin{aligned}
 \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\% \\
 &= \frac{-2,478,463}{11,113,128} \times 100\% \\
 &= -22.30 \quad \% \quad (= \text{黒字のため該当なしとなる。})
 \end{aligned}$$

※連結実質赤字額：一般会計、公営事業会計及び公営企業会計に係る実質的な収支額の合計が赤字であった場合の総額のことであるが、黒字の場合は、負(－)で表示している。

連結決算における実質収支は、前年度と比較すると、国民健康保険特別会計、下水道管理特別会計及び公共下水道事業特別会計で減となったが、水道事業会計及び介護保険特別会計での増が大きかったことから、黒字の程度は前年度比で4.87% (115,059千円) の増となった。

比率は、前年度比で1.33ポイント (前年度比率-20.97%) 改善した。実質収支が黒字のため連結実質赤字比率は算定されず、依然として良好な状態にあると認められる。

(3) 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、一般会計のみならず公営事業会計等の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合等の公債費経費を算入し連結決算の考え方を導入している。

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	比 較
ア 地方債の元利償還金に充てた一般財源等	2,629,481	2,572,819	56,662
イ 準元利償還金	396,380	417,809	-21,429
ウ 特定財源	56,959	46,018	10,941
エ 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,988,888	2,001,125	-12,237
標準財政規模	11,113,128	11,266,890	-153,762

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{ア}+\text{イ}) - (\text{ウ}+\text{エ})}{\text{標準財政規模} - (\text{エ})} \times 100\% \\ &= \frac{980,014}{9,124,240} \times 100\% \\ &= 10.74077\% \quad (\text{単年度}) \\ &10.2\% \quad (\text{3か年平均}) \end{aligned}$$

※実質公債費比率(単位：%)

年 度	比 率
平成28年度	9.78494
平成29年度	10.18248
平成30年度	10.74077
3か年平均	10.23606

【アの内訳】平成30年度分

(単位：千円)

会計名	① 元金	② 利子	③ 元利計 (①+②)	④ 繰上償還及び借換債を 財源として償還した額	ア (③-④)
一般会計	2,449,345	180,136	2,629,481	0	2,629,481

【イの内訳】平成30年度分

(単位：千円)

区 分	準元利償還金	区 分	準元利償還金
水道事業会計	73,361	工業団地整備事業特別会計	2,054
下水道管理特別会計	162,933	大隅曾於地区消防組合	20,841
公共下水道事業特別会計	2,034	債務負担行為で公債費に準ずるもの	101,664
国民宿舎特別会計	33,493	一時借入金利子	0
計			396,380

【ウの内訳】平成30年度分

(単位：千円)

区 分	充当額
住宅使用料	37,447
地域総合整備資金貸付金元金収入	19,512
計	56,959

【エの内訳】平成30年度分

(単位：千円)

算入区分	算入額
事業費補正算入分	248,853
公債費算入分	1,732,286
密度補正算入分	7,749
計	1,988,888

単年度での比率が悪化し、3か年平均では前年度比で0.3ポイント（前年度比率9.9%）悪化した。しかしながら、早期健全化基準値の25.0%を下回っているため、依然として良好な状態にあると認められる。

(4) 将来負担比率

この比率は、一般会計の地方債現在高、他会計が地方債償還に充てるための一般会計繰入見込額及び全職員の退職手当予定額等の将来における実質的な債務の標準財政規模に対する比率を表したものである。

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	比 較
ア 将来負担額	28,575,648	29,557,443	-981,795
イ 充当可能財源等	26,435,999	26,390,910	45,089
ウ 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,988,888	2,001,125	-12,237
標準財政規模	11,113,128	11,266,890	-153,762

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{(ア) - (イ)}{\text{標準財政規模} - (ウ)} \times 100\% \\
 &= \frac{2,139,649}{9,124,240} \times 100\% \\
 &= 23.4 \%
 \end{aligned}$$

【アの内訳】

(単位：千円)

区 分	ア 将来負担額		比 較
	平成30年度	平成29年度	
一般会計に係る地方債現在高	23,099,376	23,630,301	-530,925
債務負担行為に基づく支出予定額	89,290	184,841	-95,551
大隅中央区域農用地総合整備事業負担金	77,076	169,574	-92,498
旧大隅広域伝染病棟施設建設償還金	12,214	15,267	-3,053
一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	2,353,460	2,416,459	-62,999
水道事業会計	634,445	601,640	32,805
下水道管理特別会計	1,535,175	1,664,006	-128,831
公共下水道事業特別会計	21,981	24,015	-2,034
国民宿舎特別会計	94,637	124,761	-30,124
工業団地整備事業特別会計	67,222	2,037	65,185
組合等が起こした地方債償還に係る一般会計負担見込額	136,615	110,264	26,351
大隅曾於地区消防組合	136,615	110,264	26,351
退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額	2,306,605	2,548,687	-242,082
一般職に属する職員	2,152,536	2,319,165	-166,629
特別職に属する職員	8,458	7,172	1,286
県市町村職員退職手当組合積立金積立不足額	145,611	222,350	-76,739
設立法人の債務等に対する一般会計負担見込額	590,302	666,891	-76,589
曾於東部土地改良区	406,028	466,848	-60,820
曾於南部土地改良区	184,274	200,043	-15,769
連結実質赤字額	0	0	—
組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	0	—
計	28,575,648	29,557,443	-981,795

【イの内訳】

(単位：千円)

区 分	イ 充当可能財源等		比 較
	平成30年度	平成29年度	
地方債の償還額等に充当可能な基金額	6,756,557	6,479,457	277,100
財政調整基金	2,582,364	2,573,581	8,783
減債基金	356,407	355,663	744
その他の基金	3,817,786	3,550,213	267,573
地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額	733,233	729,133	4,100
住宅使用料	719,065	695,453	23,612
地域総合整備資金貸付金元金収入	14,168	33,680	-19,512
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	18,946,209	19,182,320	-236,111
公債費算入分	17,529,550	17,539,862	-10,312
事業費補正算入分	1,345,373	1,565,109	-219,736
密度補正算入分	71,286	77,349	-6,063
計	26,435,999	26,390,910	45,089

【ウの内訳】

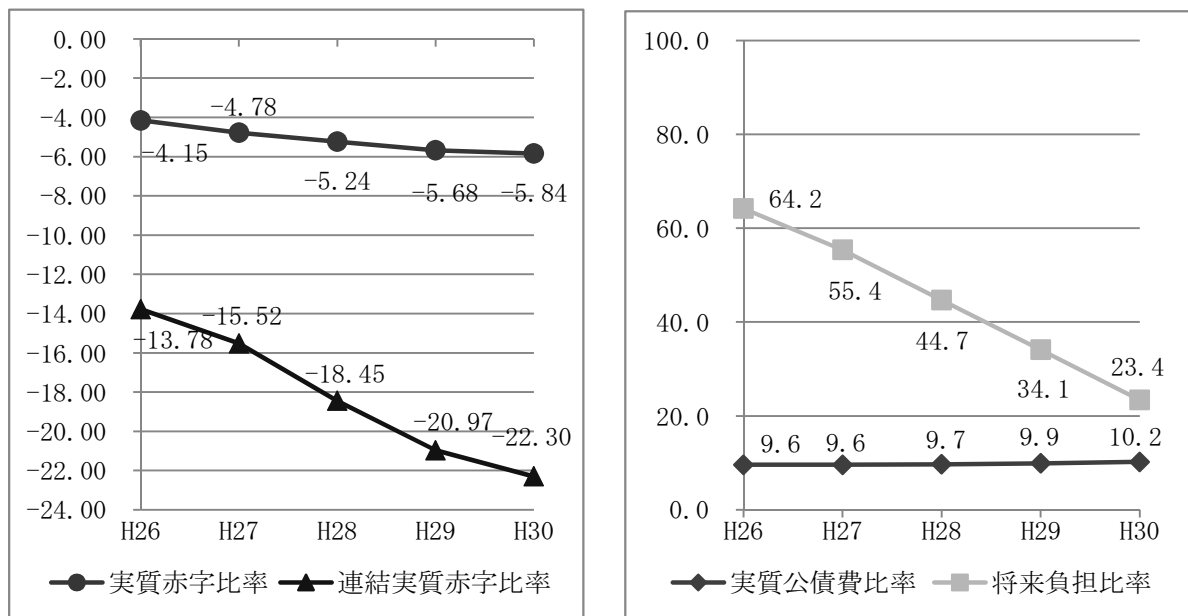
(3) 実質公債費比率の【エの内訳】に同じ。

前年度と比較すると、将来負担額が981,795千円（3.32%）の減、充当可能財源等が45,089千円（0.17%）の増となったことから、将来負担比率は、10.7ポイント（前年度比率34.1%）改善し、法施行から最小の値となり、平成21年度より減少している。

比率が改善した主な要因は、将来負担額のうち、地方債発行額より元利償還額（元金）が上回ったことから、一般会計に係る地方債現在高が530,925千円（2.25%）減少し、一方、充当可能財源等のうち、ふるさと志基金の積立額が前年度1,192,017千円から1,375,051千円と増加したことを要因に地方債の償還額等に充当可能な基金額が277,100千円（4.28%）増加したことにより、算定の分子となる数値が減少したことによるものである。

これらの結果、早期健全化基準値の350.0%を大幅に下回っているため、良好な状態にあると認められる。

【健全化判断比率の推移】



4 指標ともに早期健全化基準値を下回っており、健全な財政運営が図られていることを認める。

今後も、厳しい財政運営ではあるが、指標の推移を十分注視し、健全で安定した財政運営に努められたい。

- 3 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

平成30年度志布志市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成30年度志布志市水道事業会計資金不足比率
 平成30年度志布志市下水道管理特別会計資金不足比率
 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計資金不足比率
 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計資金不足比率
 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計資金不足比率

第2 審査の期間

令和元年7月9日から同年8月9日まで

第3 審査の方法

資金不足比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して作成されているか、また、各会計の資金不足比率を適正に表示しているかについて、一般に公正妥当と認められる審査の基準に準拠し、通常実施すべき審査手順を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された各公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、次のとおりいずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

公 営 企 業 会 計 名	資金不足比率	経営健全化 基 準	備 考		
			平成30年度	平成29年度	比 較
水 道 事 業 会 計	—	20.0	-225.7	-198.1	-27.6
下 水 道 管 理 特 別 会 計	—	20.0	-3.1	-6.0	2.9
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0	0.0	0.0	0.0
国 民 宿 舎 特 別 会 計	—	20.0	-1.8	0.0	-1.8
工 業 団 地 整 備 事 業 特 別 会 計	—	20.0	0.0	0.0	0.0

※1 黒字経営の場合は「—」と記載し、備考欄に黒字経営の程度（比率）を負で併記している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により定められており、この基準を超えた場合には、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

3 備考中の比較は、H30とH29を比較（H30－H29）した増減指数であり、負数は、黒字経営の程度が進行したことを意味している。

2 個別意見

公営企業における資金不足比率は、資金不足額（一般会計の実質赤字に相当する額）の営業収益等に対する比率である。

$$\cdot \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A+B-C)}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(法適用企業の場合)

- A 流動負債の額－控除企業債等
- B 算入地方債の現在高
- C 流動資産の額－控除財源等
- 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業の場合)

- A 歳出総額
- B 算入地方債の現在高
- C 歳入総額－翌年度へ繰り越すべき財源
- D 土地収入見込額
- E 地方債残高＋他会計長期借入金
- 事業の規模＝営業収益に相当する額－受託工事収益に相当する収入の額
- ※ただし、宅地造成事業を行っている場合
- 資金不足額＝A＋B－C－D＋E
- 事業の規模＝資本の額に相当する額＋負債の額に相当する額

(1) 水道事業会計【法適用企業】平成30年度分

(単位：千円)

流 動 資 産	1,180,465	流 動 負 債	101,677
現金・預金	1,123,820	企 業 債	80,850
未 収 金	53,210	未 払 金	12,619
貯 蔵 品	2,175	前 受 金	0
前 払 金	60	引 当 金	5,881
その他流動資産	1,200	その他流動負債	2,327
受託工事収益額	0	営 業 収 益	515,633

※1 算入地方債の現在高は、0のため表示していない。

2 未収金には貸倒引当金を含む。

$$\begin{aligned} \cdot \text{資金不足比率} &= \frac{-1,164,094}{515,633} \times 100\% \\ &= -225.7 \quad \% \quad (= \text{黒字のため該当なしとなる。}) \end{aligned}$$

(2) 下水道管理特別会計【法非適用企業】平成30年度分

(単位：千円)

歳 入 総 額	292,729	翌年度へ繰り越す べ き 財 源	0
歳 出 総 額	290,431		
形 式 収 支	2,298	実 質 収 支	2,298
受託工事収益額	0	営 業 収 益	72,686

※1 算入地方債の現在高は、0のため表示していない。

$$\begin{aligned} \cdot \text{資金不足比率} &= \frac{-2,298}{72,686} \times 100\% \\ &= -3.1 \quad \% \quad (= \text{黒字のため該当なしとなる。}) \end{aligned}$$

(3) 公共下水道事業特別会計【法非適用企業】平成30年度分
(単位：千円)

歳入総額	2,820	翌年度へ繰り越す べき財源	0
歳出総額	2,530		
形式収支	290	実質収支	290
受託工事収益額	0	営業収益	0

※1 算入地方債の現在高は、0のため表示していない。

$$\begin{aligned} \cdot \text{資金不足比率} &= \frac{-290}{0} \times 100\% \\ &= 0.0 \quad \% \end{aligned}$$

(4) 国民宿舎特別会計【法非適用企業】平成30年度分
(単位：千円)

歳入総額	69,408	翌年度へ繰り越す べき財源	0
歳出総額	69,046		
形式収支	362	実質収支	362
受託工事収益額	0	営業収益	20,000

※1 利用料金制度が採用されているため、営業収益には指定管理者からの納付金が算入される。

2 算入地方債の現在高は、0のため表示していない。

$$\begin{aligned} \cdot \text{資金不足比率} &= \frac{-362}{20,000} \times 100\% \\ &= -1.8 \quad \% \quad (= \text{黒字のため該当なしとなる。}) \end{aligned}$$

(5) 工業団地整備事業特別会計【法非適用企業】平成30年度分
(単位：千円)

歳入総額	67,981	翌年度へ繰り越す べき財源	0
歳出総額	67,970		
形式収支	11	実質収支	11
地方債現在高	633,200	資本・負債額	633,189
土地収入見込額	0		

※1 宅地造成事業を行っている。

2 算入地方債の現在高は、0のため表示していない。

3 他会計長期借入金は、0のため表示していない。

4 $A:67,970 + B:0 - C:(67,981 - 0) - D:0 + E:(633,200 + 0) = 633,189$

5 $A + B - C - D + E > 0$ となる場合は、 $A + B - C - D + E = 0$ とする。

$$\begin{aligned} \cdot \text{資金不足比率} &= \frac{0}{633,189} \times 100\% \\ &= 0.0 \quad \% \end{aligned}$$

各会計とも資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

3 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

【別紙資料】

用語	説明
標準財政規模	標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源ベースの収入規模を示す割合 (標準財政規模＝標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債発行予定額)
標準税収入額	基準財政収入額を一定の算入率で算出した金額のことで、標準的な税率において、収入されるであろうとされる税収入額
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いられるもので、財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入等を一定の方法によって算出した額
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いられるもので、標準的な水準の行政サービスを行うために必要な経費を一定の方法によって算出した額
準元利償還金	次のアからオまでの合計額 ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 イ 一般会計から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ウ 組合等への負担金や補助金のうち、組合等の地方債の償還の財源に充てたと認められるもの エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの オ 一時借入金の利子
公債費に準ずる債務負担行為	債務負担行為として予算に定めている支出額のうち、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条に規定する地方債を財源とすることができる経費に該当する債務負担行為

本市の会計区分イメージ図

普通会計	字実 比質 率赤	連結 実質 赤字 比率	実質 公債 費比率	将来 負担 比率
一般会計				
公営事業会計	比資 金 不 率足			
特別会計				
国民健康保険特別会計				
後期高齢者医療特別会計				
介護保険特別会計				
公営企業会計				
水道事業会計	【法適用企業】			
下水道管理特別会計	【法非適用企業】			
公共下水道事業特別会計	【法非適用企業】			
国民宿舎特別会計	【法非適用企業】			
工業団地整備事業特別会計	【法非適用企業】			
一部事務組合				
曾於北部衛生処理組合 曾於地区介護保険組合 大隅曾於地区消防組合 曾於南部厚生事務組合 鹿児島県市町村総合事務組合 曾於地域公設地方卸売市場管理組合				
広域連合				
鹿児島県後期高齢者医療広域連合				
地方公社				
志布志市土地開発公社				
第三セクター等				
曾於東部土地改良区 曾於南部土地改良区				